

2023年10月25日

各 位

会 社 名 株式会社ゼネラル・オイスター
代 表 者 名 代表取締役社長 吉田 秀則
(コード番号：3224 東証グロース市場)
問 合 せ 先 経営管理本部本部長 芝田 茂樹
(TEL.03-6667-6606)

外部専門委員会の設置及び外部専門委員会委員の選任に関するお知らせ

当社は、2022年5月31日付け適時開示「株式会社ネクスタ（匿名組合口）（ネクスタ匿名組合営業者）による株主提案権の行使の取下げ及び同社との合意書の締結に関するお知らせ」（以下「2022年5月31日付け適時開示」といいます。）にてお知らせしましたとおり、当社が新規事業の開始を検討するに当たっては、外部専門委員会を設置し、同委員会に対する諮問及び同委員会の勧告を踏まえて、最終的に取締役会で決議をすることを当社の株主である株式会社ネクスタとの間において合意しております（以下「本件合意」といいます。）。

そこで、当社は、本日開催の当社取締役会において、本件合意に基づいて、当社の業務執行を行う経営陣から独立性を有する当社社外取締役2名及び当社から独立した社外の専門家・有識者2名によって構成される外部専門委員会を設置し、新規事業の開始の是非について諮問することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1 外部専門委員会の設置及び外部専門委員会委員の選任をした経緯

当社は、2022年5月31日付け適時開示にてお知らせしましたとおり、当該時点においては、新規事業について実現可能性及び法令適合性について十分な検討がされていないことなどから、新規事業の検討を凍結しておりました。

その後、当社は、2023年5月15日付け適時開示「『継続企業の前提に関する注記』の記載解消に関するお知らせ」によりお知らせいたしましたとおり、営業損失が継続する状況を解消し、また、2024年3月期においても、外部環境等の改善から営業黒字を継続できる見通しであり、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況は完全に解消したと判断しております。

当社は、これを受けて、当社における中核事業である飲食店事業は維持した上で、更なる当社の中長期的な企業価値ないし株主の共同の利益の向上を実現するため、当社におけ

る事業内容を分析し、今後の事業展開について検討を模索してまいりました。

そのような中で、当社は、2023年9月、太陽光発電所の権利売買等事業の新規案件に関する情報を取得したことから、改めて社内で検討を重ねた結果、新規事業の開始が当社の中長期的な企業価値ないし株主の共同の利益の向上に資すると考えたことから、この度、新たな事業として太陽光発電所の権利売買等事業への参入を検討することといたしました。

一方で、当社は、上記のとおり、当社が新規事業の開始を検討するに当たっては、当社の株主である株式会社ネクスタとの間において、上記の外部専門委員会を設置し、同委員会に対する諮問及び同委員会の勧告を踏まえて、最終的に取締役会で決議をすることを内容とする本件合意をしております。

そこで、当社は、2023年10月25日開催の当社取締役会において、本件合意に基づいて、当社の業務執行を行う経営陣から独立性を有する当社社外取締役2名及び当社から独立した社外の専門家・有識者2名によって構成される外部専門委員会を設置し、新規事業の開始の是非について諮問することを決議しました。

外部専門委員会規程の概要は別紙に記載のとおりです。

2 外部専門委員会の活動内容

当社取締役会から諮問を受けた下記3の事項について審議及び決定し、当社取締役会へ勧告を行います。

3 諮問事項

- ・新規事業として太陽光発電所の権利売買等事業を開始することの是非
- ・その他当社の中長期的な企業価値ないし株主の共同の利益の向上を実現するために外部専門委員会が必要と考える事項

4 外部専門委員会の構成

外部専門委員会の構成は下記のとおりです。

委員長：浅枝 謙太（弁護士、当社社外取締役、牛込橋法律事務所 パートナー）

委員：佐藤 秀樹（弁護士、当社社外取締役、弁護士法人みやび 代表弁護士）

委員：吉岡 亮治（公認会計士、吉岡公認会計士事務所事務所 代表）

委員：上符 勝弘（オリジナル設計株式会社社外取締役）

5 設置日

2023年10月25日

6 今後の対応について

当社は、株主の皆様に対して適時適切に情報を提供するため、外部専門委員会による

勧告・意見の内容（法務面、会計面、税務面及び事業運営面における各種リスクの検証結果、具体的な損益計画、並びに収支計画における実現可能性の検証結果）及びそれを受けての当社取締役会の決定等について、適時適切に開示することを予定しております。

なお、外部専門委員会の勧告は、2023年11月30日を予定しております。

以 上

外部専門委員会規程の概要

1. 外部専門委員会は、当社取締役会の決議により、新規事業の開始に関する取締役会の判断の客観性及び合理性を確保することを目的として、設置される。
2. 外部専門委員会の委員（以下「外部専門委員会委員」という。）は4名とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立した、当社の社外取締役又は社外有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者またはこれらに準ずる者）のいずれかに該当する者の中から、当社及び当社代表取締役専務兼子修一がそれぞれ2名ずつ指名し、当社取締役会の決議により選任される。
3. 外部専門委員会委員の任期は、選任の時から2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の日又は別途当該外部専門委員会委員と当社が合意した日までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。
4. 外部専門委員会は、各外部専門委員会委員が招集する。
5. 外部専門委員会の議長は、各外部専門委員会委員の互選により選定される。
6. 外部専門委員会は、必要に応じて、当社の取締役、監査等委員、従業員その他必要と認める者を出席させ、その意見又は説明を求めることができる。
7. 外部専門委員会は、随時開催できることとし、その決議は、原則として委員の全員が出席し、その過半数をもって行う。ただし、委員に事故があるときその他やむをえない事由があるときは、当該委員を除く委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
8. 外部専門委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定内容を、理由を付して当社取締役会に対して勧告する。外部専門委員会は、決議の事実とその概要その他外部専門委員会が適切と判断する事項について、自ら又は当社取締役会を通じて、速やかに情報開示を行う。

なお、外部専門委員会の各委員は、決定等に当たっては、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。

- (1) 新規事業の開始の是非
- (2) 当社取締役会が外部専門委員会に提供すべき情報、意見、代替案、資料の決定及びその回答期限
- (3) 外部専門委員会の検討期間の設定及び当該期間の延長
- (4) その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が外部専門委員会に諮問した事項

9. 外部専門委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ることができる。